

平成 22 年 5 月 14 日

〒 6 5 5 - 0 0 2 2

神戸市中央区元町通 6 丁目 7 番 1 0 号

元町関西ビル 3 階

かげやま司法書士事務所内

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖 殿

回 答 書

〒 1 0 2 - 0 0 8 2

東京都千代田区一番町 2 2 番地 1

一番町セントラルビルディング 1 階

一番町綜合法律事務所

T E L 0 3 (3 2 3 9) 7 7 2 1

F A X 0 3 (3 2 3 9) 7 7 7 3

T A C 株式会社代理人

弁 護 士

亀 岡 弘



拝啓 当職は、貴法人の T A C 株式会社（以下「通知会社」という）に対する平成 22 年 4 月 19 日付け申入書（以下「本件申入書」といいます）に対し、通知会社の代理人

18-24

基づく受講契約の解約申し入れに対する対応状況について、具体的なデータ等を交えて詳細にご説明させていただく用意があります。本件申入書によれば、貴法人は、本回答書の内容を公表されるとのことであり、上記データ等には、個人情報や営業上の秘密等も含まれておりますので、本回答書によるご説明は差し控えさせていただきますが、よろしければ、貴法人に直接お伺いしてご説明させていただきますので、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

1.14

弁護士

なお、本件申入書及びこれに関連する事項につきましては、今後は、当職宛てにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

敬具

この郵便物は平成 22.年 5.月 14 日第57523 号
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。
郵便事業株式会社

22.5.14
18-24

郵便認証司
平成22年 5月 14日

として、以下のとおりご回答申し上げます。

通知会社は、平成19年7月4日付け再回答書（以下「本件再回答書」といいます）記載のとおり、貴法人からの同年3月2日付け申入書及び同年5月24日付け再申入書の趣旨を踏まえ、同年8月1日以降、受講契約の解約・返金に関する規約（以下「本件規約」といいます）を改訂しております。

貴法人は、本件申入書において、本件規約が受講契約の解約事由を制限するものであることを前提として、通知会社に対し、貴法人との間で株式会社法学館と同様の内容の和解を締結するよう申し入れをされております。

しかしながら、通知会社は、本件再回答書を貴法人に送付した以降も、消費者契約法その他関連法規及び貴法人からの各申し入れの趣旨に沿った対応をとるべく、顧問弁護士等を交えて検討を重ねた結果、本件規約に基づく受講生からの解約申請に対し、これを認める運用を行っております。

このように、通知会社は、本件規約を受講契約の解約事由を制限するものとして取り扱っておらず、貴法人が懸念されている本件規約に基づく受講契約の解約制限という事態は発生していないことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、通知会社においては、貴法人に対し、本件規約に

07
14
24

弁護士
事務所